

補助対象経費

補助金対象店舗（事業所）における非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入にあたり必要となる初期費用として、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に代金を支払ったもの。

（表2）補助対象経費一覧

分野	コード	対象品目
① 決済端末 ※非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	101	・据置型端末（レジ周辺に据え置くもの） ・モバイル型端末（持ち運びできるもの） ・モバイル決済端末（有線・無線で汎用端末に接続して使用するもの）
	102	必要なソフトウェア
	103	設定費用
② レジスタ	201	レジスタ（本体） ※決済端末と接続して使用するもの ※キャッシュドローアを含む ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり20,000円(税抜)
	202	必要なソフトウェア
	203	接続ケーブル ※決済端末との接続に使用するもの
	204	設定費用 ※決済端末との接続に必要な経費が対象であり、レジスタの基本的な設定（品目登録など）は対象外
③ 汎用端末	301	タブレットやスマートフォン等 ※決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする前後30日以内に購入。 ※専ら決済サービスのために使用するもの。 ※シリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）の提出が必要 ※1店舗につき1台限り ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円(税抜)
④ 付属品	401	バーコードリーダー
	402	ディスプレイ（決済価格表示用）
	403	レシートプリンター
	404	SIMカード（決済端末の使用に必要な場合）
	405	設置に必要な金具等
⑤ 設置費	501	機器据付に必要な設置費用（据付・配線工事費）

※ 次の経費は補助対象としない。

中古品、個人輸入品、ネットワーク関係機器（ルータ、サーバ、無停電電源装置等）、通信費用（回線使用料等）、自社内部の取引・オークション・個人間取引による購入、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が補助対象とすることが適当でない判断した経費